

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 4 年 (2022 年) 12 月 12 日作成)

[所管: こども未来部子育て給付課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市立母子父子福祉センター条例	第 4 条	施設の使用承認	A	A
2	豊中市立母子父子福祉センター条例	第 7 条第 2 項	使用料の減免	A	A
3	豊中市立母子父子福祉センター条例	第 8 条	使用料の返還	A	A
4	豊中市立母子父子福祉センター条例	第 10 条第 1 項	設備の承認	A	A
5	児童手当法	第 4 条、第 5 条	児童手当の支給	B	A
6	児童扶養手当法	第 4 条、第 6 条	児童扶養手当の支給、認定	B	A
7	児童福祉法	第 22 条	助産施設への入所承諾	B	A
8	児童福祉法	第 23 条	母子生活支援施設への入所承諾	D	A
9	子ども・子育て支援法	第 20 条第 1 項、第 30 条の 5 第 1 項	教育・保育の支給認定、支給認定の変更、支給認定の取消し	A	A
10	豊中市子ども・子育て支援法施行細則	第 5 条	保育所等の利用調整の決定	A	A
11	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則	第 3 条	保育料の決定	A	A
12	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則	第 7 条	保育料の減免	A	A
13	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則	第 10 条	保育料の還付	A	A

[illegible]

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		施設の使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立母子父子福祉センター条例第 4 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	豊中市立母子父子福祉センター条例施行規則第 3 条
	基 準	同条例第 4 条（使用承認） センターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認された時効を変更するときも同様とする。 同条例第 5 条（使用制限） 次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を承認しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。 (2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。 (4) 管理上支障があると認めるとき。 (5) その他市長が適当でないと認めるとき。 ↓上記（1）～（5）に該当するものを例示すると、次のとおりです。 ① 母子及び父子並びに寡婦の福祉を阻害する恐れのある使用を行おうとするとき。 ② 当該使用により多数の人数が集まることになり、交通の渋滞その他場内外の混乱が発生する恐れがあると認められるとき。 ③ 地震風水害等により施設の使用が困難であるとき。 ④ 当該使用により建物や付帯設備等を損壊、汚損又は滅失する恐れがあると認められるとき。 ⑤ 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わない恐れがあると認められるとき。 ⑥ 申込書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 ⑦ その他上記①～⑥に準ずると認められるとき。 同条例施行規則第 3 条 2 項（使用承認の申込み） 申込みは、使用の日の 1 月前までのものについては受理しない。 ただし、市長が特に必要と認められるものについてはこの限りでない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標準処理	内訳	経由期間 日 処分期間 1 月（豊中市立母子父子福祉センター指定管理者）

期 間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の減免																												
根拠法令及び条項		豊中市立母子父子福祉センター条例 7 条第 2 項																												
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係																												
審 査 基 準	関係条項	豊中市立母子父子福祉センター条例施行規則第 10 条																												
	基 準	同条例第 7 条 2 項（使用料） 使用者は、別表に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。 2 市長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。 （条例の別表） <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1 日につき）</th> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1, 3 0 0 円</td> </tr> </table> （規則の別表） <table border="1"> <tr> <th>時間区分 種別</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td></td> <td>9 時から 1 2 時まで</td> <td>1 時から 5 時 1 5 分まで</td> <td>午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>6 0 0 円</td> <td>7 0 0 円</td> <td>1, 3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>6 0 0 円</td> <td>7 0 0 円</td> <td>1, 3 0 0 円</td> </tr> </table> ↓ 「市長が特別の事由があると認められるとき」を例示すると、下記の事由が該当します。 (1) 地震等の災害による避難所として使用する場合の避難者。 (2) 母子・父子福祉団体が使用する場合。			区分	使用料（1 日につき）	会議室	1, 3 0 0 円	和室	1, 3 0 0 円	時間区分 種別	使用料				午前	午後	全日		9 時から 1 2 時まで	1 時から 5 時 1 5 分まで	午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで	会議室	6 0 0 円	7 0 0 円	1, 3 0 0 円	和室	6 0 0 円	7 0 0 円	1, 3 0 0 円
		区分	使用料（1 日につき）																											
		会議室	1, 3 0 0 円																											
		和室	1, 3 0 0 円																											
		時間区分 種別	使用料																											
			午前	午後	全日																									
			9 時から 1 2 時まで	1 時から 5 時 1 5 分まで	午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで																									
		会議室	6 0 0 円	7 0 0 円	1, 3 0 0 円																									
		和室	6 0 0 円	7 0 0 円	1, 3 0 0 円																									
参考事項																														
設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定																													
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）																												
	内訳	経由期間 日 処分期間 1 月（豊中市立母子父子福祉センター指定管理者）																												
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定																												
備考																														

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の返還
根拠法令及び条項		豊中市立母子父子福祉センター条例第 8 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	豊中市立母子父子福祉センター条例施行規則第 1 1 条
	基 準	同条例第 8 条（使用料の返還） 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。 (1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。 (2) 使用する日の 7 日前までに使用承認の取り消しを申し出て市長が相当の事由があると認めたとき。 1. 「使用者の責めによらない事由」を例示すると下記のとおりです。 ①地震台風等災害の発生により、人体に危険が及ぶような状況（警報の発令等の期間）にあり母子父子福祉センターが使用できない場合。 ②何等かの理由により、母子父子福祉センターが使用不能な状況になった場合。 2. 「相当の事由があると認めたとき」とは、自己都合による使用許可の取り消しは、一切認めておりません。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 月（豊中市立母子父子福祉センター指定管理者）
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		設備の承認
根拠法令及び条項		豊中市立母子父子福祉センター条例第 10 条第 1 項
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	豊中市立母子父子福祉センター条例施行規則第 12 条
	基 準	同条例第 10 条 1 項（設備の承認及び原状回復） 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 ↓ 原則として、特別な電気設備の使用、火器の使用、臭気、騒音を発生させる使用以外は、下記を条件に承認します。 (1) 設備又は装飾の原状回復は使用時間内にすること。 (2) 設備又は装飾は他の使用者、入館者等に危害を及ぼすことのないよう、安全に配慮すること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 月 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 月（豊中市立母子父子福祉センター指定管理者）
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童手当の支給
根拠法令及び条項		児童手当法第 4 条、第 5 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	児童手当法第 4 条及び第 5 条 支給要件
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 5 月 2 5 日設定
	標準処理期間	総日数 1 月 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 月（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 5 月 2 5 日設定
	備考	繁忙期や審査内容によっては超える場合がある。

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		児童扶養手当の支給、認定
根拠法令及び条項		児童扶養手当法第4条、第6条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	児童扶養手当法第4条 支給要件 児童扶養手当法第6条 認定
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年5月25日設定
	標準処理期間	総日数2月（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 2月（子育て給付課）
	設定等年月日	平成27年5月25日設定
	備考	繁忙期や審査内容によっては超える場合がある。

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		助産施設の入所承諾
根拠法令及び条項		児童福祉法第 22 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	豊中市児童福祉法施行細則
	基 準	豊中市児童福祉法施行細則別表第 2 に該当する者に入所を決定する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 27 年 5 月 25 日設定
	標準処理期間	総日数 14 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 1 月（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 27 年 5 月 25 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		母子生活支援施設への入所承諾
根拠法令及び条項		児童福祉法第 2 3 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	豊中市児童福祉法施行細則
	基 準	申請者の生活状況等の聞き取りにより入所の措置が適当かどうかをケースごとに判断する必要がある、一定の基準により判断できるものでないため基準を設定しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 5 月 2 5 日設定
	標準処理期間	総日数 3 0 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 2 月（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 5 月 2 5 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		教育・保育の支給認定、支給認定の変更、支給認定の取消し
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第20条第1項 同第30条の5第1項
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	子ども・子育て支援法第20条・第23条・第24条・第30条
	基 準	保護者からの支給認定申請に基づき、同法第19条第1項各号及び第30条4項各号の区分及び保育必要量の認定を行う。 同法第23条及び第30条の5により支給認定の変更を行う。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育所等の利用調整の決定
根拠法令及び条項		豊中市子ども・子育て支援法施行細則第 5 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	当該保育所等により保育を受けることを希望する支給認定こどもの数が当該保育所等の定員を超える場合その他適切な保育の利用が困難となる場合は、当該保育所等において保育支給認定こどもを公正な方法により選考するものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 1 4 ～ 6 0 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育料の決定
根拠法令及び条項		豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 3 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	子ども・子育て支援法第 2 7 条第 3 項第 2 号、第 2 8 条第 2 項、第 2 9 条第 3 項第 2 号、第 3 0 条第 2 項
	基 準	別表に定める額を決定
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育料の減免
根拠法令及び条項		豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 7 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 3 条、第 5 条、第 6 条
	基 準	別途定める基準に基づき減免する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 2 0 日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育料の還付
根拠法令及び条項		豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 1 0 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	別途定める基準に基づき減免する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 3 0 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		入園の決定
根拠法令及び条項		豊中市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第 5 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	豊中市子ども・子育て支援法施行細則第 5 条
	基 準	豊中市子ども・子育て支援法施行細則第 5 条の手続きと同じ
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 0 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		保育料の決定
根拠法令及び条項		豊中市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第 3 条
所管部課（室）係名		こども未来部子育て給付課入所入園係
審 査 基 準	関係条項	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 3 条
	基 準	豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担等に関する規則第 3 条の手続きと同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 3 0 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 処分期間 日（子育て給付課）
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療費の支給
根拠法令及び条項		豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 3 条 豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 9 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	（現金給付） 医療費の助成を受けようとする対象者は、医療費支給申込書に当該療養について条例第 3 条第 1 項に規定する療養に関する給付が行われることを証明した書類、療養に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付し申し込む。 （現物給付） 市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その対象者が当該医療に関し当該契約医療機関等に支払うべき費用を、その対象者に代わり、当該契約医療機関等に支払うことができる。この規定による支給又は支払があったときは、対象者に対し、医療費の助成があったものとみなす。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 2 月 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 2 月 （こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療証の交付														
根拠法令及び条項		豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 4 条														
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係														
審 査 基 準	関係条項															
	基 準	医療費助成資格認定申込書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 医療保険証 (2) 児童扶養手当法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 5 1 号）第 1 条に掲げる書類（児童扶養手当の支給を受けている対象者にあつては、その支給を受けていることを明らかにする証書）又はこれらに準ずる書類 (3) その他市長が必要と認めた書類 対象者（同条例第 2 条） 市内に住所があり、健康保険に加入している人で、つぎのいずれかに該当する児童及び当該児童を監護する父若しくは母又は養育者 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が児童扶養手当法施行令に定める障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) その他児童扶養手当法第 4 条に規定する支給要件に準じて市規則で定める児童 ただし、生活保護受給者、老人医療受給者、障害者医療受給者、里親に委託されている児童は対象外。 所得制限額（同条例施行規則第 2 条、第 3 条） 児童扶養手当を準用した所得制限有り。（限度額は下表参照） <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th><th>父・母または養育者</th><th>孤児等の養育者・扶養義務者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 人</td><td>192 万円未満</td><td>236 万円未満</td></tr> <tr> <td>1 人</td><td>230 万円未満</td><td>274 万円未満</td></tr> <tr> <td>2 人</td><td>268 万円未満</td><td>312 万円未満</td></tr> <tr> <td>3 人</td><td>306 万円未満</td><td>350 万円未満</td></tr> </tbody> </table>	扶養人数	父・母または養育者	孤児等の養育者・扶養義務者	0 人	192 万円未満	236 万円未満	1 人	230 万円未満	274 万円未満	2 人	268 万円未満	312 万円未満	3 人	306 万円未満
扶養人数	父・母または養育者	孤児等の養育者・扶養義務者														
0 人	192 万円未満	236 万円未満														
1 人	230 万円未満	274 万円未満														
2 人	268 万円未満	312 万円未満														
3 人	306 万円未満	350 万円未満														

		4 人	一人増すごとに 38 万円を加算	一人増すごとに 38 万円を加算
	1 月から 9 月の申請については前々年中所得、10 月～12 月の申請については前年中所得。			
	母もしくは父、または養育者の場合			
	70 歳以上の老人扶養親族がある場合は 1 人につき 10 万円加算、16 歳～22 歳の特定扶養親族がある場合は 1 人につき 15 万円加算。			
	孤児等の養育者・扶養義務者等の場合			
	70 歳以上の老人扶養親族がある場合は 1 人につき 6 万円加算、但し扶養親族等がすべて 70 歳以上の場合は 1 人を除く。			
	所得から控除できるもの			
	雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別（当該控除額）、障害者控除（27 万円）、特別障害者控除（40 万円）、寡婦控除（27 万円）・ひとり親控除（35 万円）、勤労学生控除（27 万円）、社会保険料控除（一律 8 万円）			
	養育費を受けていれば、所得に加算。			
	寡婦・ひとり親控除・・・母、父に適用なし			
	給与所得又は公的年金等所得を有する場合は 10 万円（給与所得及び公的年金等所得の合計額が 10 万円に満たない場合は、その額）			
	参考事項			
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（令和 3 年 11 月 1 日最終変更）		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 3 月（注：休日は含まない）		
	内訳	経由期間	日	（ 事務所）
		処分期間	3 月	（こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）		
	備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療証の更新
根拠法令及び条項		豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 7 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	医療証の交付を受けている者は毎年 8 月 1 日から 1 0 月 1 5 日までの間に、医療証更新申込書に下記に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申し込む。 (1) 医療保険証 (2) 児童扶養手当法施行規則（昭和 3 6 年厚生省令第 5 1 号）第 1 条に掲げる書類（児童扶養手当の支給を受けている対象者にあつては、その支給を受けていることを明らかにする証書）又はこれらに準ずる書類 (3) その他市長が必要と認めた書類 対象者、所得制限については医療証の交付に同じ
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（令和元年 7 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 3 月 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 3 月 （こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療証の再交付
根拠法令及び条項		豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 8 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	医療証の交付を受けた者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、医療証再交付申込書により市長に医療証の再交付を申し込む。 対象者、所得制限については医療証の交付に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 1 日 （こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療費の支給
根拠法令及び条項		豊中市子ども医療費の助成に関する条例第 7 条 豊中市子ども医療費の助成に関する条例施行規則 6 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	（現金給付） 子ども医療費の助成を受けようとする保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる子どもは、子ども医療費の支給申込書と条例第 4 条第 1 項に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類、その他市長が必要と認める書類を提出し申し込む。 （現物給付） 市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）で医療を受けたときは、子ども医療費として対象者に対して支給すべき額の限度において、その者が当該契約医療機関等に支払うべき費用を、当該契約医療機関等に支払うことができる。この規定による支給又は支払があったときは、対象者に対し、条例による子ども医療費の助成があったものとみなす。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（令和元年 11 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 2 月 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 2 月 （こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療証の交付
根拠法令及び条項		豊中市子ども医療費の助成に関する条例施行規則 3 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	条例第 6 条第 1 項の規定による医療証の交付申込みは、医療証交付申込書に、当該申込みに係る子どもに関する次に掲げる書類を添えて行わなければならない。 (1) 医療保険証 (2) その他市長が必要と認める書類 対象者（同条例第 3 条） 市内に住所があり、健康保険に加入している 18 歳（18 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの子ども。 ただし、他の公費医療（障害者医療、ひとり親家庭医療）の対象者や生活保護を受けている場合は除く。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（令和元年 11 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 2 月 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 2 月 （健康福祉部保険給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		医療証の再交付
根拠法令及び条項		豊中市子ども医療費の助成に関する条例施行規則第 5 条
所管部課（室）係名		こども未来部 子育て給付課 家庭給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	医療証の交付を受けた保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる子どもは、当該医療証を汚損し、又は紛失したときは、医療証の再交付を申し込むことができる。 対象者は医療証の交付に同じ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（令和元年 11 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 1 日 （こども未来部子育て給付課）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	